

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
包括外部監査人	芝 英則	
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	
監査委員公表日	令和6年12月23日	

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
331	10	30	371

第3章 強制徴収公債権

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。 令和6年度の滞納処分の本格実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。	△	福祉部	介護保険課	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	連帯納付義務者に対する請求について、催告書に世帯主及び配偶者の連帯納付義務を明示し、記載している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。 令和6年度の滞納処分の本格実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。	△	福祉部	介護保険課	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	被保険者の住所に遺族宛の催告書を送付するとともに、住所が確認できた相続人には、相続人住所に催告書を送付している。 また、滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、相続財産の強制換価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。 令和6年度の滞納者本人への滞納処分(差押等)等の実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。 相続人への滞納処分は、令和6年から本格実施予定の本人への滞納処分の結果を踏まえ、検討していく。	△	福祉部	介護保険課	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。 令和6年度の滞納処分の本格実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。	△	福祉部	介護保険課	508

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	他課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合の交付要求を行うようになったが、不動産の差押えなど滞納処分ができる体制は整っていない。 効率的な実施方法を検討するとともに、財産の調査を行う準備をするなどできることから取り組みを進めていく。悪質な滞納者については、令和6年度に財産の調査を行い、令和7年度には滞納処分を実施できるよう取り組む予定である。	△	福祉部	福祉医療課	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	連帯債務者に対する支払義務について、保険料決定通知書に同封するお知らせや年6回送付する催告書に、連帯納付義務者にも納付義務があることを記載するように変更し、7月には令和5年度保険料決定通知書に同封し発送した。 今後も、まずは滞納者本人への納付指導の徹底に取り組み、悪質な滞納者については、令和6年度に財産の調査を行い、令和7年度には滞納処分を実施できるよう取り組む予定である。また、連帯納付義務者への催告など、本人以外への滞納処分ができるような効率的な実施方法について検討する。	△	福祉部	福祉医療課	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	相続人に対する支払義務について、保険料決定通知書に同封するお知らせや年6回送付する催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するように変更した。また、おくやみコーナーへ送付先変更届出の案内を依頼し、相続人に保険料精算時の書類が確実に届くよう対応している。 令和6年度に相続人調査を開始予定。	△	福祉部	福祉医療課	511

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
包括外部監査人	芝 英則	
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	
監査委員公表日	令和6年12月23日	

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
331	10	30	371

101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	滞納金額の大きい、または、滞納期間が長期にわたる案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴取、分納の指導を行っている。 短期証対象者の窓口交付時の納付相談を11月、2月に実施。臨戸訪問と合わせて納付誓約書の徴取、分納指導の機会を増やすなど対応を進めた。 令和6年度に財産の調査を行い、滞納処分の検討を行う。	△	福祉部	福祉医療課	511
---	---	---	-----	-------	-----

第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	滞納者の財産調査を順次行い、徴収可能であった者に対して差押を執行し、滞納処分を積極的に行った。	○	上下水道事業部	営業課	513

第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還金元金が納入される際には遅延損害金を調定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の扱いについて、現在すべての主債務者が死亡しその相続人、連帯保証人が定期に納入しており、また、当該貸付金の他市町の取扱い事例を踏まえ債権額に、遅延損害金を含めないことにした。	×	市民協働推進部	人権啓発センター	529

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	債権回収のためのガイドラインを作成した。ガイドラインに基づき、令和7年度の支払督促等実施に向け企画中である。	△	上下水道事業部	営業課	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	債権回収のためのガイドラインを作成し、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分をするよう方針を決定した。また、債権放棄の処理基準を令和6年度に改定する。	△	上下水道事業部	営業課	532